

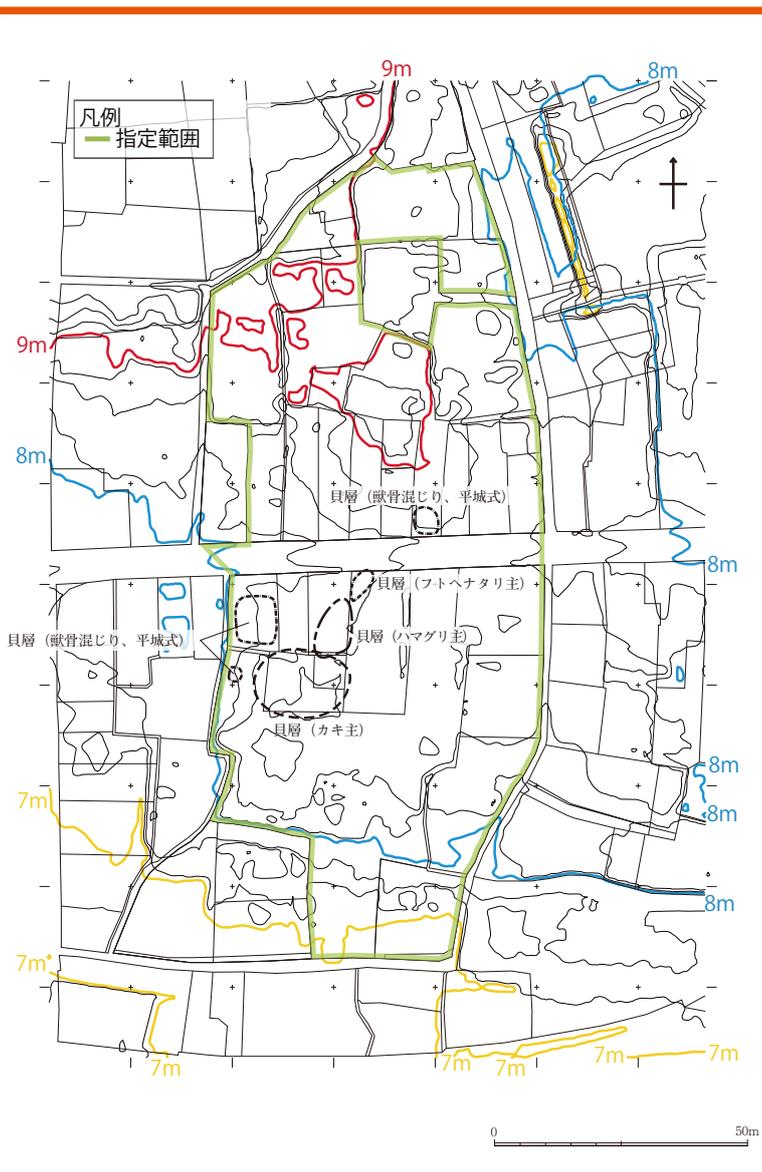


国指定史跡 縄文後期の貝塚遺跡 『平城貝塚』について

文化財は、国や地域の歴史を語る上で欠かすことができないもので、その適切な保護と価値を伝え文化財を活用していくことは、国と地方自治体の重要な責務です。

この度、平城貝塚は令和6年6月24日に国の文化審議会において国の史跡にするよう答申が出され、同年10月11日付けて正式に愛媛県において18件目の国史跡に指定されました。

平城貝塚は、これまで一つの大きな貝塚であるというイメージで理解されてきました。しかし、8回にわたる調査と総括報告書の刊行により、実際には少なくとも五つの貝塚の集合体であることが分かりました。それらは、カキ塚、ハマグリ塚、フトヘナタリ塚、マツリの貝塚、平城貝塚外縁の貝塚に分けられます。それぞれから出土される遺物の内容と出土量から全国的にも有数の遺跡であることはもちろん、令和3年度末で2,449カ所を数える国内の貝塚遺跡の内、西日本には317カ所しか存在せず、中でも太平洋側には10カ所にも満たない数しか存在しないということからも、平城貝塚の学術的価値の高さが分かります。



【平城貝塚のこれから】

平城貝塚を適切に保存し、次世代に確実に継承していくために、平城貝塚の魅力を発信し、地権者や住民の皆さまと平城貝塚の持つ価値を共有しながら、地域の誇りであると認識をしてもらえるよう保存、活用に取り組んでいきたいと考えています。

問：生涯学習課 電話：73-1112